

■ 告 示

◎群馬県告示第49号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成24年2月24日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 みどり市笠懸町鹿2941番4の一部、2943番2の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第50号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成24年2月24日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡甘楽町大字秋畑字栗ノ澤2360の1、2386、2387、字上ノ谷戸2485の2、2491の2、南牧村大字大塩沢字啓以坂254、255の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第51号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成24年2月24日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾妻郡中之条町大字太子字下太子丙14、34、35、東吾妻町大字岩井字西152の1、154、155の2、156の2、大字金井字市敷388、389、392の2、甘楽郡南牧村大字